

練馬区立男女共同参画センターえーる

令和5年度 区民企画講座 募集要項

練馬区立男女共同参画センターえーる
(指定管理者：NPO法人練馬区障害者福祉推進機構)

1. 趣旨

「区民企画講座」は、練馬区内で男女共同参画に関する活動に取り組む団体が企画運営する講座で、その活動を通して練馬区内の男女共同参画の推進を図るとともに、男女共同参画の啓発の担い手としての地域の人材を育成することを目的として実施するものです。

2. 募集期間

令和4年11月1日(火)～12月5日(月)必着

3. 応募資格

- (1) 代表者が練馬区在住・在勤・在学で、主に練馬区内で活動している団体。(センターの団体登録の有無は不問です。)
- (2) 採用決定後に行われる説明会(令和5年2月下旬予定)に、参加可能なこと。
- (3) 団体連絡担当者は平日の日中にセンター担当者と連絡がとれること。

4. 講座企画内容

地域における男女共同参画の推進に資する下記の内容で、参加者数がおおむね20名以上を見込める講座企画案を募集します。

- 企画内容：
- ・人権尊重と男女平等の推進に関する講座
 - ・配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援に関する講座
 - ・女性への暴力やハラスメントの防止に関する講座
 - ・家庭生活における男女の協働に関する講座
 - ・ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)と職場における女性活躍の推進に関する講座
 - ・女性の就労、再就職、能力開発への支援に関する講座
 - ・政策等・方針決定過程における男女共同参画に関する講座
 - ・女性の健康への支援に関する講座
 - ・男女共同参画の視点に立った防災対策に関する講座

募集団体：10団体程度(選考)

なお、公の秩序または善良の風俗に反しないこと、政治・宗教・営利での活動を目的としないこと、また、特定の団体や組織または別の講座や講習会への勧誘を主な目的としないことを条件とします。

5. 助成内容

(1) 講座実施に必要な経費の助成

講師謝金、材料費等、講座実施に伴う必要経費を助成します。ただし、1回の講座は30,000円、連続講座や同一講座の複数回開催の場合は50,000円を上限とします。PC周辺機器の購入や飲食を伴う経費等は対象となりません。

- (2) 会場の確保
男女共同参画センターえーる（以下、「センター」）の会場と保育室（保育付で実施する場合のみ）を確保します。ただし、希望される会場の確保ができない場合がありますので、予めご了承ください。
また、センター以外の区立施設の会場を希望される場合は相談に応じます。
- (3) 保育室運営経費の助成
保育付（6カ月以上の未就学児対象）で講座を実施する場合は、(1)の必要経費とは別に保育室運営経費を助成します（実費/上限 11,250 円）。
また、希望があれば、保育者の手配について相談に応じます。
- (4) 手話通訳士の確保
手話通訳の希望があれば、手話通訳士の手配を行います。
- (5) 広報の支援
区報の「情報あらかると」欄への掲載を手配します。
企画団体が作成した募集チラシを、センターが印刷（モノクロ印刷、500 枚程度）し、センターならびに他の区立施設へ配架依頼をします。
センター情報誌「えーるだより」に予告を掲載することもできます。
募集開始（区報掲載号の発行日）にあわせ、センターのホームページに掲載します。

6. 実施要件

- (1) 開催時期・時間
令和5年4月～令和6年3月に開催し、1回につきおおむね2時間程度の講座。
- (2) 講座の運営方法
事前申込制とし、募集チラシ作成、参加者の申込受付、問合せ対応、当日の会場設営や原状復帰等、事前の準備から終了まで団体の責任で実施すること。
なお、講座の参加申込方法は電話での受付を必須とし、さらに、FAXまたは電子メール、もしくはその両方での受付とすること。
オンライン講座の場合はお問い合わせください。
- (3) 講座の周知方法
区報（「情報あらかると」欄）への掲載、募集チラシ配布等により、区民に広く周知すること。
区報や募集チラシの記載内容は、講座タイトル・企画団体名・講師名・申込先等になります。（注：上記(2)で記載の通り、電話による受付は必須のため、電話番号は必ず記載していただきます。）
- (4) 参加費の徴収
資料代または教材費、材料費、講師謝金等の必要経費に充当するために、参加費の徴収が可能。
金額についてはお問い合わせください。
- (5) アンケートの実施
必ず参加者へのアンケートを実施し、集計の上、実施報告書と共にセンターに提出すること。
- (6) 個人情報の取扱い
講座の実施で知り得た参加者の個人情報の取扱いに関しては、別途定める取扱方を遵守すること。

7. 応募方法

実施申請書、ならびに団体基礎調査票に必要事項を記入し、郵送、メールまたは持参で募集期間内に提出してください。応募書類はセンター窓口で配布する他、ホームページ (<https://nerima-yell.com/kumin>) からダウンロードできます。

【郵送・持参】〒177-0041 練馬区石神井町 8-1-10

練馬区立男女共同参画センターえーる 事業担当宛

封筒の表に「区民企画講座応募書類在中」と明記してください。

【メール】 送信先アドレス：oubo@nerima-yell.com

メールの件名に、「区民企画講座応募」と明記してください。

8. 結果通知

令和5年2月上旬頃を目途に、審査結果の通知を団体の担当者宛に郵送します。

9. 採用決定後の流れ

- (1) 説明会への参加
- (2) 実施計画書等、指定書類の提出
- (3) 会場手配・区報掲載準備・募集チラシ作成
- (4) 申込受付開始
- (5) 講座実施に向けた担当者との打合せ
- (6) 講座の実施
- (7) 実施報告書、収支報告書（支出に関する領収書）、申込者名簿、配布資料、集計済のアンケート、講座風景写真など、講座開催に関する報告書類の提出
- (8) 実施報告書・収支報告書審査後、助成金の交付